

開成町木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、開成町耐震改修促進計画及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき木造住宅の耐震改修工事等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 わが家の耐震診断と補強方法（建設省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）に基づいて耐震診断技術者が行う木造住宅に対する耐震性の診断をいう。
- (2) 一般耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年7月改訂・国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）に準拠した一般診断法に基づいて耐震診断技術者が行う木造住宅の耐震性の診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会が実施する木造耐震診断資格者講習（これと同等と町長が認める講習等を含む。）を修了した者をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断の結果総合評点が1.0未満の居住用木造建築物が、改修後の一般耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となる耐震診断技術者の設計による工事をいう。
- (5) 耐震改修工事等 耐震改修工事、一般耐震診断、工事設計、工事積算、工事監理その他耐震改修に必要なものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる建物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反している建物及びこの要綱に基づき既に補助金の交付を受けた建物は、対象としない。

- (1) 本町に住所を有する者が本町内に所有している建物で、その所有者又は所有者の家族が居住しているもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受け工事に着手した建物で、一戸建住宅（2世帯住宅、店舗併用住宅及び事務所併用住宅を含む。）であるもの（昭和56年6月1日以降に増築又は改築工事に着工し、かつ、増築又は改築部分の床面積が、既存の延べ面積の2分の1以内のものを含む。）
- (3) 地上の階数が2以下の建物で、在来軸組工法により建築されたもの

- (4) 耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断された建物
(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 件につき次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 耐震改修工事等に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の 2 分の 1 以内の額とし、100 万円を限度とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第 2 号の額を差し引いて、同項第 1 号の額を交付するものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付・不交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(耐震改修工事の着手)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに耐震改修工事等に着手するものとする。

(工事監理)

第 8 条 補助事業者は、耐震診断技術者による耐震改修工事に係る監理を受けなければならない。

(補助金交付申請の変更及び中止)

第 9 条 補助事業者は、耐震改修工事等の変更及び中止をする場合は、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請変更・中止申請書（第 3 号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金交付変更決定の通知)

第 10 条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請変更決定通知書（第 4 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(中間状況報告等)

第 11 条 町長は、耐震改修工事等において必要があると認めるときは、補助事業者から報告を求め、又はその工事現場に立ち入り、工事状況を確認することができる。

(完了実績報告)

第 12 条 補助事業者は、耐震改修工事等の終了後、速やかに木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書（第 5 号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 13 条 町長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、補助金の交付額を確定し、木造住宅耐震改修工事等補助金交付確定通知書（第 6 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第 14 条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書（第 7 号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（実施細目）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震改修工事等補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日（平成 23 年 5 月 9 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。